三原市立中学校の部活動の地域展開

「三原市認定地域クラブ」運営の手引き



令和８年 11 月

三原市教育委員会

問い合わせ先

〇部活動及び三原市認定地域クラブ活動（文化芸術活動）に関すること
　三原市教育委員会　学校教育課（℡：0848-67-6155）

〇三原市認定地域クラブ活動（スポーツ活動）に関すること
　三原市教育委員会　スポーツ振興課（℡：0848-64-7219）

この手引きでは、三原市認定地域クラブ（「以下「認定クラブ」という。）の活動を始めるまで、そして活動開始後に行う内容を整理しています。
今後の運営の参考にしてください。

1　活動開始前

（1）活動内容・指導方法の打ち合わせ

運営団体の役員や指導者で、認定クラブの活動内容（練習内容や大会参加など）や指導方法の打ち合わせを行ってください。

（2）事務の役割分担

認定クラブで想定される主な事務は、次のとおりです。
それぞれの事務について、運営団体内で役割分担を行ってください。

参加申込受付、参加費等の徴収、参加者及び指導者の保険加入、各種大会への参加申込、施設の利用申込・利用料の支払（学校体育施設を除く）、会計事務

（3）活動場所の確保

ア　スポーツ活動で学校体育施設を利用する場合

認定クラブ活動の認定申請の内容を基に、スポーツ振興課で学校体育施設の優先予約を行います。また、学校体育施設の照明使用料は免除となります。

優先予約の内容を 11 月下旬にスポーツ振興課から各運営団体へ通知します。

また、体育館を利用する場合には、スマートロックの番号を教育振興課から各団体へ通知します。

なお、今後、優先予約の内容を変更したい場合には、スポーツ振興課へご連絡ください。

イ　文化芸術活動で学校施設を利用する場合

学校教育課へご相談ください。

ウ　その他の場所で活動する場合

各運営団体で活動場所を確保してください。

（4）参加者募集

ア　参加者募集期間

認定クラブの参加募集期間は、次のとおりです。
なお、募集期間終了後は随時募集へ移行します。

令和８年度の学年	参加者募集期間
中学１・２年生	令和９年１月１日から３月 31 日まで
小学６年生	令和９年３月１日から４月 30 日まで

イ　広報

（ア）市教育委員会による広報

令和９年１月から、市教育委員会が参加者募集の広報を行います。

（広報媒体：市広報、市 HP、市 SNS 等）

（イ）市 HP 掲載内容の確認

活動団体の情報を市 HP へ掲載します。（HP のイメージは別紙のとおり）

11 月下旬に各運営団体へ掲載内容の確認メールを送信しますので、12 月 20 日（日）までに回答してください。

なお、市 HP には、申込方法や問い合わせ先を掲載しますので、あらかじめ掲載内容を検討してください。

（ウ）募集チラシや HP の作成（任意）

募集チラシや HP を作成した場合は、市 HP へ掲載します。

12 月 20 日（日）までにスポーツ振興課へ募集チラシのデータや HP のアドレスをメールで提出してください。

（スポーツ振興課メール：sports@city.mihara.hiroshima.jp）

※三原市認定地域クラブ活動のロゴマークを作成しました。
認定クラブは、募集チラシや HP で使用することができます。
ロゴマークのデータは、後日運営団体へメール送信します。



ロゴマーク

（エ）各認定クラブによる広報（任意）

募集チラシ等を利用し、各認定クラブでも積極的に募集の広報を行ってください。

また、募集チラシには、活動内容や指導方針、公的指導者資格取得者の有無などを記載すると、生徒の参加の検討に役立つと思います。

なお、公共施設へ募集チラシの設置を希望する場合は、スポーツ団体はスポーツ振興課、文化芸術団体は学校教育課へご連絡ください。

（オ）各認定クラブにおける体験会の開催（任意）

参加者の増加のため、各認定クラブでの体験会の開催をご検討ください。なお、体験会を開催される場合は、募集チラシへの掲載や会場の手配、参加者への保険加入（イベント保険等）もご準備ください。

（５）用具の準備

活動に必要な用具を準備してください。

ただし、市からの「休日の活動に対する助成」を受ける場合は、令和９年４月１日以降に購入したものが助成の対象となります。

用具を購入しないと活動が開始できない場合は、活動開始日を用具購入後としてください。

なお、学校体育施設を利用する場合は、その学校が所有する備品を使用することが

できます。詳しくは、各学校へお問い合わせください。

（6）保険の加入

生徒及び指導者は補償保険及び賠償責任保険に加入してください。

また、加入する保険の補償内容は、公益財団法人スポーツ安全保険協会の「スポーツ安全保険」と同等以上としてください。

なお、生徒の保険料については、休日・平日の活動ともに、認定クラブが保険会社等へ全員分を一括して支払い、その費用は市の助成の対象とします。

ただし、市の助成は令和９年４月１日以降に加入したものが対象となるため、活動開始日は、保険加入日を踏まえて設定してください。

（7）補助金申請書の提出

休日の活動に対する助成及び平日のみ活動する団体への生徒保険料の助成を受ける場合は、補助金申請書を提出してください。

なお、本助成には、概算払の制度を設ける予定です。

詳しくは、令和９年２月の「認定クラブ補助金等説明会」で説明します。

（8）緊急時連絡体制の整備

各認定クラブにおいて、事故等が発生した場合の対応方法や連絡体制を定めた「緊急時連絡体制」を整備してください。作成にあたっては、別紙「三原市認定地域クラブ活動における事故発生時の連絡体制（負傷・物損）」を参考にしてください。なお、各認定クラブで作成した「緊急時連絡体制」の市教育委員会への提出は求めません。

２　活動開始後

（1）参加生徒の報告

参加生徒の氏名・学校名・学年を、参加生徒報告フォームから報告してください。

（初回は４月 30 日、その後は随時報告）

また、参加を辞めた生徒についても、同じフォームから報告してください。（随時）

参加生徒報告フォーム

https://logoform.jp/f/UcLwC

（2）学校・関係団体との情報共有及び連携

ア　市立学校への情報提供

参加生徒の氏名等及び「三原市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書」別紙の内容を、市教育委員会から参加生徒が通う学校（市立学校の場合のみ）へ情報提供します。

イ　学校との連携

認定クラブと学校との連携における市立学校での連絡窓口は、各学校の教頭とします。学校と連携が取りたい場合は、直接各学校の教頭へ連絡してください。その後、

必要に応じて生徒の担任や部活動の顧問と連携します。詳しくは、別紙「学校への「情報共有ガイド」」をご確認ください。

なお、生徒が私立、国立又は市外の学校に通う場合は、直接各学校へお問い合わせください。

（３）市体育協会加盟団体との連携

スポーツ活動を行う認定クラブについて、同じ種目が三原市体育協会の加盟団体で実施されている場合は、「三原市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書」別紙の内容を、市教育委員会から同加盟団体へ情報提供します。（代表者及び指導者の住所・電話番号・メールアドレスは除く）

なお、認定クラブの活動にあたり、同加盟団体と連携を取りたい場合は、スポーツ振興課へご連絡ください。

（４）活動内容の記録

活動を行った日時・場所・参加者数・指導者名について、年間活動実績報告書へ記録してください。

年間活動実績報告書は、休日の活動に対する助成及び平日のみ活動する団体への生徒保険料の助成の交付を受ける際に提出が必要となります。

詳しくは、令和９年２月の「認定クラブ補助金等説明会」で説明します。

（５）会計事務

認定クラブの運営に関する収入及び支出は、適切に会計事務を行うとともに、収支決算書を作成してください。

なお、支出を証明する書類（領収書等）の原本は、各認定クラブにおいて５年間保管してください。

また、各年度の運営終了後、各認定クラブで監査を行ってください。

収支決算書及び支出を証明する書類は、休日の活動に対する助成及び平日のみ活動する団体への生徒保険料の助成の交付を受ける際に提出が必要となります。

詳しくは、令和９年２月の「認定クラブ補助金等説明会」で説明します。

（６）補助金実績報告書の提出

休日の活動に対する助成及び平日のみ活動する団体への保険料の助成の交付決定を受けた場合は、補助金実績報告書を作成してください。

なお、補助金実績報告書の提出にあたっては、年間活動実績報告書、収支決算書及び支出を証明する書類の写し等の書類の提出が必要となります。

詳しくは、令和９年２月の「認定クラブ補助金等説明会」で説明します。

３　その他

（１）「三原市認定地域クラブ活動指導者」の登録

認定クラブでの指導者は、市教育委員会が実施する研修を受講し、市教育委員会に登録された「三原市認定地域クラブ活動指導者」が行う必要があります。

「三原市認定地域クラブ活動指導者研修会」（以下「研修会」という。）を受講されていない場合は、随時案内する研修会を必ず受講してください。

また、認定クラブで指導する指導者を追加する場合は、指導者登録申請フォームから、指導者の登録申請を行ってください。追加申請者にも、随時研修会を案内します。

指導者登録申請フォーム
https://logoform.jp/f/y1su4

（２）認定地域クラブの運営に関する相談窓口

認定地域クラブ活動の運営で困ったことがあれば、次へご相談ください。

〇部活動及び三原市認定地域クラブ活動（文化芸術活動）に関すること
　学校教育課（℡：0848-67-6155）
〇三原市認定地域クラブ活動（スポーツ活動）に関すること
　スポーツ振興課（℡：0848-64-7219）

４　令和８年 10 月の指導者研修会での質問及び回答

問１　認定クラブは中学校体育連盟の大会に出場できるのか？

答１　認定クラブは、認定クラブ活動の認定通知を受けることにより、中学校体育連盟の大会に出場できる予定です。

ただし、その他の手続きや各大会への参加申込方法などの詳しい内容は、現段階では決まっていません。

認定クラブで中学校体育連盟の大会への出場を検討されている場合は、県中学校体育連盟と連携しますので、令和９年１月末までに学校教育課へご相談ください。

問２　認定要件では「週休日のみ活動する場合は土日どちらかを休養日とする」とあるが、土日の２日間大会が開催される場合には、どちらかしか参加できないのか？

答２　生徒のバランスの取れた生活のため、認定要件では土日どちらかを休養日とすると定めています。ただし、土日に２日間開催される大会に参加する場合には、例えば翌週の土曜日を休養日とするなど、柔軟な対応を行うことは可とします。（部活動に準じた取り扱い）

問３　「生徒と個人の LINE や SNS で直接連絡をとってはいけない」とのことだが、どのように生徒と連絡を取れば良いのか？

答３　トラブル防止のため、SNS 等による個人でのやりとりは好ましくありません。

認定クラブにおいて、市教育委員会で使用している保護者等連絡共有システム「すぐーる」が利用できるよう、現在調整中です。詳しくは、令和９年２月の「認定クラブ補助説明会」で説明します。

問４　認定要件では「原則として、複数の指導人材が携わること」とあるが、予定していた指導者が当日急な事情により指導できなくなった場合には、その日の活動を中止しないといけないのか？

答４　原則として２名以上での指導が必要ですが、急な事情により予定していた指導者数が確保できなかった場合には、１名での指導もやむを得ないと考えます。

問５　学校体育施設で活動する場合、AED が職員室の中にあるため、平日夜間や休日の緊急時に使用できない。

答５　学校の AED については、平日夜間や休日に使用できるよう、設置場所の移設を行う予定です。各学校での移設が決まり次第、その学校を利用する認定クラブへお知らせします。

問６　AED の救命講習会を開催してほしい。

答６　令和９年２月に認定地域クラブ活動指導者を対象とした救命救急講習を実施する予定です。（参加は任意）

問７　認定クラブの活動日に警報が発表された場合や解除された場合は、活動しても良いのか？

答７　市立中学校では、市内に「大雨」、「河川氾濫」、「土砂災害」、「暴風」いずれかの警報が発令された場合、及び学校所在地又は生徒居住区域に警戒レベル５「緊急安全確保」又は警戒レベル４「避難指示」が発令された場合には、休校としています。

認定クラブの活動においても、これらを参考に、生徒や指導者の安全面から活動を行うか、判断してください。

問８　認定クラブの活動で保護者や生徒とトラブルが発生した場合、市教育委員会は介入してくれるのか？

答８　認定クラブの活動で困ったことがあれば、市教育委員会の担当窓口で相談に応じます。また、トラブルの内容によっては、関係機関へ繋ぐこともできます。

ただし、各認定クラブの活動は市教育委員会の運営ではないため、トラブルへの直接的な対応はできません。

問９　施設の安全管理や生徒の健康状態の確認について、学校で活用している資料があれば情報提供いただきたい。

答９　別紙「安全点検表」及び「保健調査票」を添付していますので、参考にしてください。また、電子データが必要な場合は、学校教育課へご連絡ください。

「三原市認定地域クラブ活動」の参加者を募集します！

記事ID：0204473　更新日：2027年1月1日更新

三原市認定地域クラブ活動団体一覧（令和９年１月１日更新）

活動団体名	種目等	参加対象	活動日時	活動場所	参加費(月額)	申込方法	問い合わせ先	HP・チラシ等
（例）三原中央バレーボールクラブ	バレー	中学生	毎週土曜日 9:00～12:00	○○小学校体育館	2,000円	申込フォーム	電話○○○-○○○○-○○○○（氏名）	チラシ [PDFファイル／91KB]
（例）三原囲碁クラブ	囲碁	中学生・高校生・一般	毎週日曜日 13:00～16:00	リージョンプラザ南館和室	1,000円	メール ○○@○○○.com	メール ○○@○○○.com	HP
（例）本郷ソフトテニスクラブ	軟式野球	小学生・中学生	毎週水・土曜日	○○中学校グラウンド	3,000円	電話○○○-○○○○-○○○○（氏名）	電話○○○-○○○○-○○○○（氏名）	－

三原市教育委員会	
〒723-8601　三原市港町三丁目5番1号	教育振興課 Tel：0848-67-6151　Fax：0848-67-5912
	学校教育課 Tel：0848-67-6154　Fax：0848-67-5912
	スポーツ振興課 Tel：0848-64-7219　Fax：0848-67-5912
	文化課 Tel：0848-64-9234　Fax：0848-67-5912
	生涯学習課 Tel：0848-67-6147　Fax：0848-67-5912
〒729-0324　三原市糸崎九丁目1番1号	三原市東部共同調理場内 学校給食課 Tel：0848-68-0149　Fax：0848-68-0167

AIが質問にお答えします!!
クリック

三原市認定地域クラブ活動における事故発生時の連絡体制（負傷）

事故発生

応急手当

軽症

重症

指導員１
①当該生徒の保護者に連絡
※必要な場合は医療機関へ

指導員１
①救急車の手配
②同乗して医療機関への付添
③生徒の様子を見守る

指導員２
①当該生徒の保護者に連絡
②練習を中止し、残りの生徒の対応をする。

①市役所開庁時間（平日 8:30～17:15）

②市役所閉庁時間（①以外）

①速やかに三原市役所へ連絡
【連絡先】
・学校教育課（℡:0848-67-6155）
【連絡事項】
1 三原市認定地域クラブの活動中に事故が発生したこと。
2 次の情報
・団体名
・当該生徒の氏名・学校名・学年
・連絡者の氏名・電話番号
・事故の発生日時・場所・発生状況及びその後の対応

②速やかに三原市役所へ連絡
【連絡先】
・市役所代表電話（℡:0848-64-2111）
【連絡事項】
1 三原市認定地域クラブの活動中に事故が発生したこと。
2 次の情報
・団体名
・当該生徒の氏名・学校名・学年
・連絡者の氏名・電話番号
・緊急事態のため、学校教育課へ連絡をとりたいこと。
・事故の発生日時・場所・発生状況及びその後の対応。

学校教育課から当該生徒の学校長及びスポーツ振興課（スポーツ団体の場合）へ連絡

三原市認定地域クラブ活動における事故発生時の連絡体制（物損）

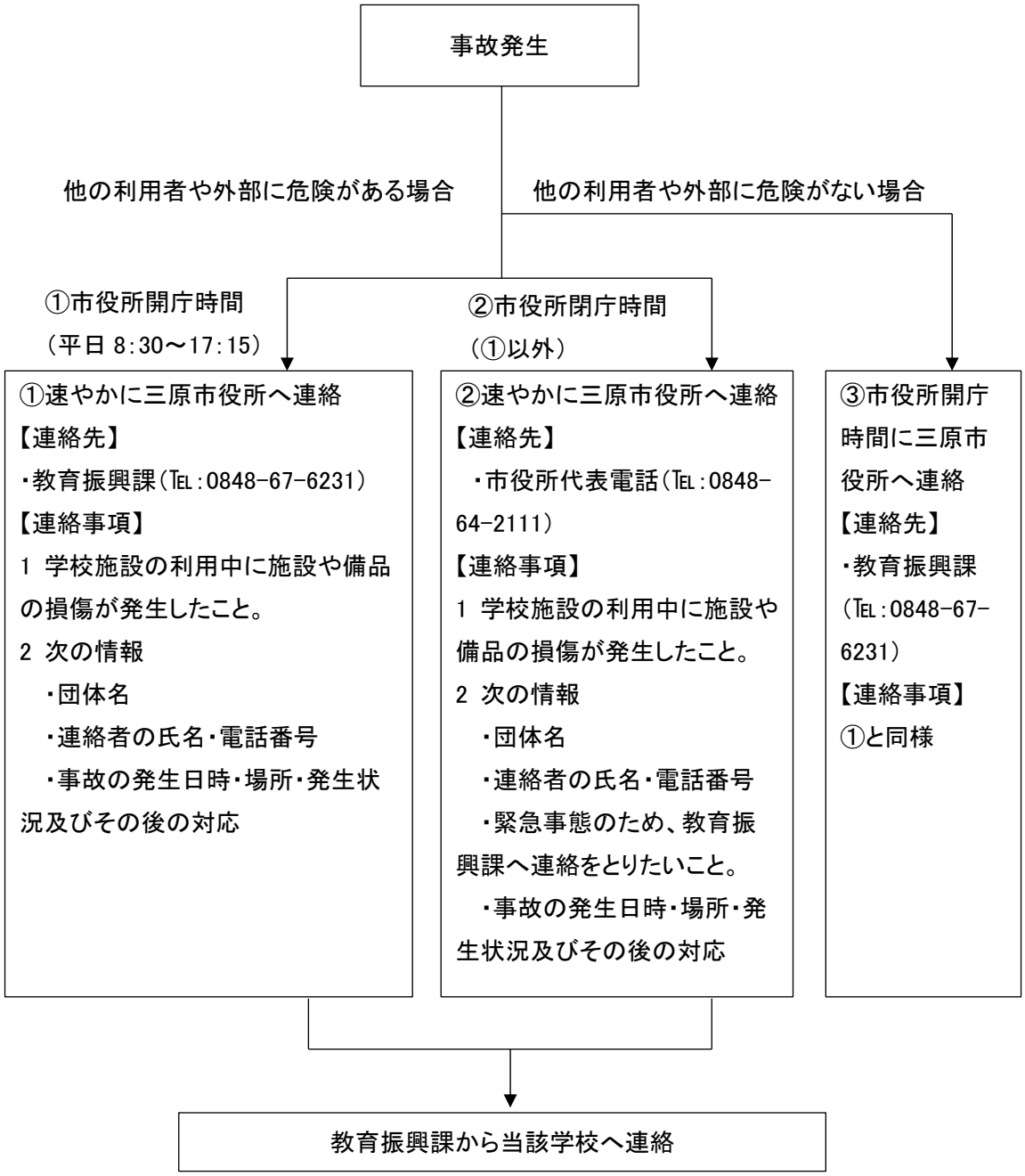

【認定クラブ指導者の皆様へ】
子どもたちを共に支える！学校への「情報共有」ガイド

認定クラブと学校は、子どもたちの健やかな成長を支えるパートナーです。「子どもたちの SOS や小さな変化を見逃さないためのセーフティネット」として、日頃からの情報共有をお願いいたします。
※けがや施設破損等の「緊急事案」は別紙「三原市認定地域クラブ活動における事故発生時の連絡体制」に従ってください。

こんなとき、学校と共有しましょう

【1】友人関係・トラブルの兆候

クラブでのもめ事が、学校生活から続いているものだったり、逆に翌日の学校へ持ち込まれたりすることがあります。

- 特定の部員同士で、言い争いが続いている
- 特定の生徒が孤立している、仲間外れにされている
- SNS（LINE など）でのトラブルが起きているという話を聞いた

【2】心身の様子・態度の変化

学校では見せない「疲れ」や「悩み」が、クラブ活動中にでる場合があります。

- 最近、急に元気がなくなり、口数が減った
- 服装や髪型、持ち物が急に乱れるようになった
- イライラしていることが多く、反抗的な態度が目立つ
- 「学校に行きたくない」「疲れた」など、気になる発言があった

【3】参加状況の変化

生活リズムの乱れや、何らかの悩み・トラブルのサインが、出欠や参加態度に表れることがあります。

- 無断欠席や遅刻が急に増えた（保護者と連絡がつきにくい）
- 活動への参加意欲が極端に低下している
- 早退や欠席の理由に不自然な点が見られる

共有のルールとお願い

① 窓口は「教頭先生」へ一本化してください
学校への連絡窓口は原則「教頭先生」としてください。いただいた情報は、教頭先生を通じて必要な先生に共有されます。

② 連絡は「電話」でお願いします
学校への連絡は、電話にてお願いいたします。その際、教頭先生が不在の場合もありますが、平日日中の時間帯（9時～16 時頃）を目安におかけください。



【クラブ内でトラブルが起きた時の基本対応】

まずはクラブ内で事実確認と指導を行い、その上で必要に応じて学校（教頭先生）へ情報共有をお願いします。なお、対応等に困った場合や判断に迷う場合は、市教育委員会の担当窓口にてご相談に応じますので、ご連絡ください。

【お問い合わせ先】三原市教育委員会　学校教育課 (TEL: 0848-67-6155)

安全点検表（１０日までに行いましょう）

点検場所	アリーナ内外	点検者	

	月日 項目	4/	5/	6/	7/	8/	9/	10/	11/	12/	1/	2/	3/
1	窓ガラスの破損はないか												
2	窓の開閉、施錠はたやすくできるか												
3	出入り口の扉の開閉はたやすくできるか												
4	天井は安全で雨漏りはしないか												
5	鏡の破損はないか												
6	床がういたり、ささくれ・破損はないか												
7	床面は滑りやすくなっていないか												
8	床の金具に異常はないか												
9	固定設備に異常はないか												
10	ステージの床面に異常はないか												
11	ステージの幕・ロープ類に異常はないか												
12	スイッチ・コンセントの部分は破損していないか												
13	物品の落下・転倒のおそれはないか												
14	照明器具の破損、故障はないか												
15	黒板・掲示物に落下のおそれはないか												
16	体育倉庫の整理はよいか												
17	体育備品・用具が破損して危険なものはないか												
18	掃除用具の破損や危険なものはないか												
特記事項													

① 異常なし：✓　② 異常あり：×　③ 修理、確認が必要：△　④ 点検後修理改善した：○　⑤ 業者による修繕が必要：●

安全点検表（１０日までに行いましょう）

点検場所	グラウンド・外施設	点検者	

	月日 / 項目	4/	5/	6/	7/	8/	9/	10/	11/	12/	1/	2/	3/
グラウンド	ガラス・釘等の危険物は落ちていないか												
	排水溝や石垣が破損していないか												
	倒れそうな設備（掲揚台など）がないか												
備品・設備	防球ネットは破損したり、倒れそうになったりしていないか												
	掲揚台に破損や亀裂・掲揚柱の異常はないか												
	倒れそうな設備（掲揚台など）がないか												
鉄棒	支柱や棒が安全に固定されているか												
	危険なものが落ちていないか												
体育倉庫・部室	用具の整理整頓はできているか												
	棚から落下したり、床面に可燃物が置かれていないか												
	照明器具は正常に作動するか												
特記事項													

① 異常なし：✓　② 異常あり：×　③ 修理、確認が必要：△　④ 点検後修理改善した：○　⑤ 業者による修繕が必要：●

令和　年度入学生徒の保護者さま

㊙

保健調査票(中学校用)

学校名(　三原市　　中学校　)

この保健調査は，本校在学中，学校生活での健康管理や緊急時の連絡等に使用させていただきます。
秘密は守りますので，必要事項や健康状態**(裏面もあります)**をありのままに記入してくださいますようお願いいたします。**(毎年，確認・訂正をお願いします)**

年　組　番		1年　組　番	2年　組　番		3年　組　番
フリガナ				男 ・ 女	平成　年　月　日生
生徒名				保護者名	
住 所				自宅電話	
緊急連絡先	①	姓名　　続柄 (　　)		電話番号	
	②	姓名　　続柄 (　　)		電話番号	
	③	姓名　　続柄 (　　)		電話番号	
保険証種類 (該当に○)		国民健康保険 ・ 社会保険 ・ 共済保険 ・ その他(記入　　)			
かかりつけ医療機関と電話番号	内 科	TEL(　　)		外 科・整形外科	TEL(　　)
	眼 科	TEL(　　)		歯 科・その他	TEL(　　)

＊今までにかかった感染症や予防接種についてお知らせください。

予防接種について	BCG	年　月　接種	
	MR (麻しん・風しん)	1期　年　月　接種	麻 し ん 罹 患 (　　歳)
		2期　年　月　接種	風 し ん 罹 患 (　　歳)
	流行性耳下腺炎	年　月　接種	流行性耳下腺炎罹患(　　歳)

＊現在の様子をお知らせください。(該当に○をつける)

症状	学年	1年生	2年生	3年生
内科	よく熱をだす			
	よく頭痛がする			
	めまい・立ちくらみがする			
	腹痛を起こしやすい			
	下痢・便秘になりやすい			
	食欲がなく体重が減ってきた			
	気を失って倒れたことがある			
	心臓疾患がある			
	腎臓疾患がある			
眼科	色がわかりにくい・色まちがえをすることがある			
	よく目やにが出る・眼がかゆくなる			
	遠くを見るとき目を細める			
	目の前に何か飛ぶような症状がある			
	左右の視線がずれることがある			
耳鼻科	耳の聞こえが悪い			
	鼻水・鼻づまりがある			
	扁桃腺が腫れやすい			
歯科	歯が痛んだり，しみたりする			
	顎の関節が痛んだり，音がしたりすることがある			
	歯並び・かみ合わせが気になる			
アレルギー疾患	アレルギー性鼻炎がある			
	アレルギー性結膜炎がある			
	アトピー性皮膚炎がある			
	気管支喘息がある			
	その他(　　)			
	薬に対するアレルギー　　ない ・ ある(何の薬で　　)			
	食物に対するアレルギー　　ない ・ ある(どんな食品で　　)			

＊現在治療中または病院で経過観察中の病気やけが，発達・健康状態で学校に知らせておきたいこと，医師から指示がある事項等がありましたら記入してください。また，特にない場合は「なし」と記入または斜線を引いてください。(直接知らせたいことがありましたら，担任又は養護教諭にお知らせください。)

1年	2年	3年